

令和元年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題Ⅰ】

甲は、意匠Aを創作して、意匠Aについて全体意匠で令和元年5月7日に意匠登録出願をし、令和元年5月8日から意匠Aに係る物品を販売した。また、令和元年6月28日、甲は意匠Aの形状に修正を加え、同じ物品に係る意匠Bを創作した。意匠Bに係る物品は、2年後の販売を予定している。また、意匠Aに係る意匠登録出願は、令和元年6月28日時点ではまだ登録されていないが、拒絶理由はなく、その後に登録されるものとする。

意匠Aと意匠Bとの関係を考慮して、甲が意匠Bについて全体意匠で意匠登録出願をするに際して、注意すべき点及び注意する理由について述べよ。

ただし、意匠A、意匠B以外の意匠、及び国際意匠登録出願を考慮する必要はない。

【50点】

【問題Ⅱ】

産業財産権を保護する法律として特許法及び商標法とは別に意匠法が存在することの意義を、各法律の目的及び主な特許要件・登録要件の異同に言及しつつ述べた上で、特許出願から意匠登録出願への変更が認められるか否かについて、及び立体的形状の商標（立体商標）の商標登録出願から意匠登録出願への変更が認められるか否かについて、それぞれ理由とともに説明せよ。

【50点】